

富山県総合計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県総合計画審議会条例（平成17年富山県条例第98号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、富山県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議会の調査審議を円滑に行うため、審議会に部会を置く。

2 部会の名称及び所掌事務は、別表1のとおりとする。

3 部会に属すべき審議会の委員及び専門委員は、会長が指名する。

(部会長等)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、会長がこれを指名する。

2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるときは、副部会長が、その職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、当該部会に属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第5条 特定の事項に関する調査審議を円滑に行うため、部会に委員会を置くことができる。

2 委員会を置く部会、委員会の名称及び所掌事務は、別表2のとおりとする。

3 委員会に属すべき審議会の委員及び専門委員は、会長が指名する。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、会長がこれを指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、当該委員会に属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事組織)

第8条 審議会の運営に関する事務を円滑に行うため、必要な幹事組織を設ける。

(庶務)

第9条 部会の庶務は別表3に定める局課において、委員会の庶務は別表4に定める局室課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月8日から施行する。

別表1 部会の名称及び所掌事務

部会の名称	所掌事務
総合部会	1 総合計画の基本方針に関すること。 2 各部会相互の調整及び全体の取りまとめに関すること。 3 行財政運営に関すること。 4 人づくり、地域別の特性と取組みに関すること。 5 総合計画の推進に関すること。 6 他の部会の所掌に属さないこと。
活力部会	1 産業・労働に関すること。 2 観光・ブランドに関すること。 3 農林水産業に関すること。 4 交通基盤・都市・情報通信に関すること。 5 その他所掌に属するものとされた事務に関すること。
未来部会	1 子育て支援・少子化対策に関すること。 2 学校教育、家庭・地域の教育力に関すること。 3 芸術・文化、スポーツ、県民活動の推進、景観に関すること。 4 国際交流に関すること。 5 その他所掌に属するものとされた事務に関すること。
安心部会	1 医療・健康に関すること。 2 福祉、地域公共交通、住環境に関すること。 3 環境に関すること。 4 県土保全に関すること。 5 安全なまちづくりに関すること。 6 その他所掌に属するものとされた事務に関すること。

別表2 委員会を置く部会、委員会の名称及び所掌事務

部会名	委員会の名称	所掌事務
総合部会	青年委員会	若者の見地からの意見の取りまとめに関すること。
	地域委員会 (新川、富山、県西部)	地域別の特性と取組み等についての意見の取りまとめに関すること。

別表3 部会の庶務を処理する局課

部会名	庶務を処理する局課名
総合部会	知事政策局
活力部会	商工労働部商工企画課
未来部会	教育委員会教育企画課
安心部会	厚生部厚生企画課

別表4 委員会の庶務を処理する局室課

委員会名	庶務を処理する局室課名
青年委員会	観光・地域振興局地方創生推進室
地域委員会	知事政策局